

1-1-2 行政分析の基礎—フッドの行政活動分析を中心に

1-1-2-1 序

基本的態度：既存の制度の解説・正当化から制度設計へ

基本的性格：学際性—経済学、法律学、組織論、公共選択論

1-1-2-2 公行政の対象と関与基準(第1章)—経済学との接点

(1) 公共財問題

例：河口問題

公共財の性格：非排除性、消費の非競合性 cf. 市場的対応の可能性も

3つの対応可能性

①自発的な共同行為：全員の合意と負担分担の合意必要 cf. 「ただ乗り」(Olson)

②1人ないし少数の人々による自発的供給—便益が実質的集中する場合 cf. ヘゲモニー安定

③強制—「公権力」の行使

(2) 共有地の悲劇問題

例：水道供給問題(水質汚濁防止問題)

「共有地の悲劇」Hardin = 「両立しがたい利用により共通資源の価値が失われる」

性格：消費の競合性

法的対応の可能性：不法行為、契約的手法—実施上の課題

水道管給水(=技術)による市場的対応の可能性

他の方策—規制的対応—原則は政府(論理的には自主規制もあるが)

(3) 他の行政関与の根拠—不完全情報、準公共財、外部効果(研究開発)・・・

1-1-2-3 法制度の設計—法学との接点

(1) ルール化の方法(第2章)

行政を「ルールと機械的手続き」に還元することはできるのか?

①ルールの公開と認識可能性

便宜主義的行動が予期される場合には曖昧さも大切

執行のルールはしばしば実際のルールよりも厳しいものとして提示される

②ルールの合理的根拠と因果関係の妥当性—コストとの見合い、科学的不確実性への対応

③矛盾の不存在 cf. 「多くの基準を設けた結果は・実際には何も基準がないのと同じである」

④条件節の特定—不確実性、不完全性は不可避

⑤客観的基準—個別事情判断の困難性

⑥強固なカテゴリー(境界線が明確な分割点の存在)

(2) ルールの執行(第3章)

1) 基本的執行の方法

①ルールの無視ないし修正(諸ルールが矛盾する要請を行う場合)

②啓蒙=情報公開と説得、関係者に知らせるキャンペーン

③制裁戦略

④物理的抑止戦略 例：万引き防止の電子探知装置

2) 的確な対応はルール違反行為の形態(例：便宜主義、無知に起因する場合)に依存=法執行対応と違反行為タイプとを対照

3) 執行の程度

①完全な法遵守

②法遵守の受容可能なレベル—分野による違い

③違反追求から直接得られる便益と執行の限界コスト均衡

④直接便益および間接便益と執行限界コストとの均衡

4) 公的執行と私的執行

①執行を完全に民間人に

②執行を主として民間人の手に委ねる－不法行為、契約

③執行を民間人と行政官僚制で分担

④執行を主として行政官僚制に委ねる cf.内部告発、『法の実現における私人の役割』

⑤執行を完全に行政官僚制に委ねる

Becker and Stigler : ①公的法執行官の報酬を高く、②法執行の実績ベースで補償

問題 : ①執行レベルは基準志向ではなくコスト志向に、②「執行機械」に一層近づく

5) 官僚制による執行可能性規定条件 例 : ペット税

①記録可能性、②追跡可能性、③基準の一義性、④補完性

⑤自動執行 cf. 会員組織を通しての執行－医師、弁護士、ロイズ保険協会

1-1-2-4 公共サービス供給の諸形態 (第4章)－組織論、公共選択論との接点

(1) DIY (Do It Yourself) = 自治と専門家の利用

(2) 組織の規模=Unit－単位設定、政府間関係

単位設定の基準

①サービスに含まれている公共財の規模－ただし公共財の境界は不明確

②規模が作業能率に与える影響 cf. 規模の経済、規模によるコスト増

③同じ規模ですべてのサービスが組織化されることを勧める＝一般目的政府形成志向

(3) 委託か直轄か

1) 委託と直轄

直轄が望ましい理由 cf. 外交

①不確実性、②便宜主義と結びついた少数性

2) 直轄方式 : 本人・代理人問題 Principal Agent

X非効率

「情報の偏在性」－使用人の便宜主義的行動の可能性

歪曲の原因←自己利益追求、自然の歪曲

歪曲問題への対抗戦略－人事・組織

①便宜主義の抑制 : 世俗的な腐敗に染まらない人々 (聖職者) による公共サービス提供

②裁量の抑制

③裁量と便宜主義の活用 cf. 裁量には多くの利点がある－ディレンマ

手法 : 身分保障期間の限定、横断的構造 (重複統制)、チーム間の競争、出来高払い

(4) 独占と競争

多元的供給者に対する批判 cf. ウィルダフスキー・プレスマン (一定の確率での非協力者

可能性の連鎖により、全体としての協力確率が下がる)

ヨーロッパ行政学理論 : 独占企業の統制可能性と消費者への応答性についての楽観

⇔ニスカネン、オストロム : 多元的単位による公共サービス供給競争

(5) 一般財源と受益者負担－財政

公共選択論 : 一般財源による資金調達・予算交渉の潜在的欠陥に着目する傾向

財源を特定する方法にも限界あり (利用料の純粹公共財への適用不可能等)

(6) 民間企業と行政官僚制

行政官僚制の特質

①業務についての直接的政治指示－ルール制定部門の負担軽減、政治的トラブルに巻き込まれる可能性

②公的所有 : X非効率を上げるインセンティブはない、評価、監査に多大な努力不可避